

広報 みずほ

[KOHO-MIBU]

2020
JULY
7月号
No.734



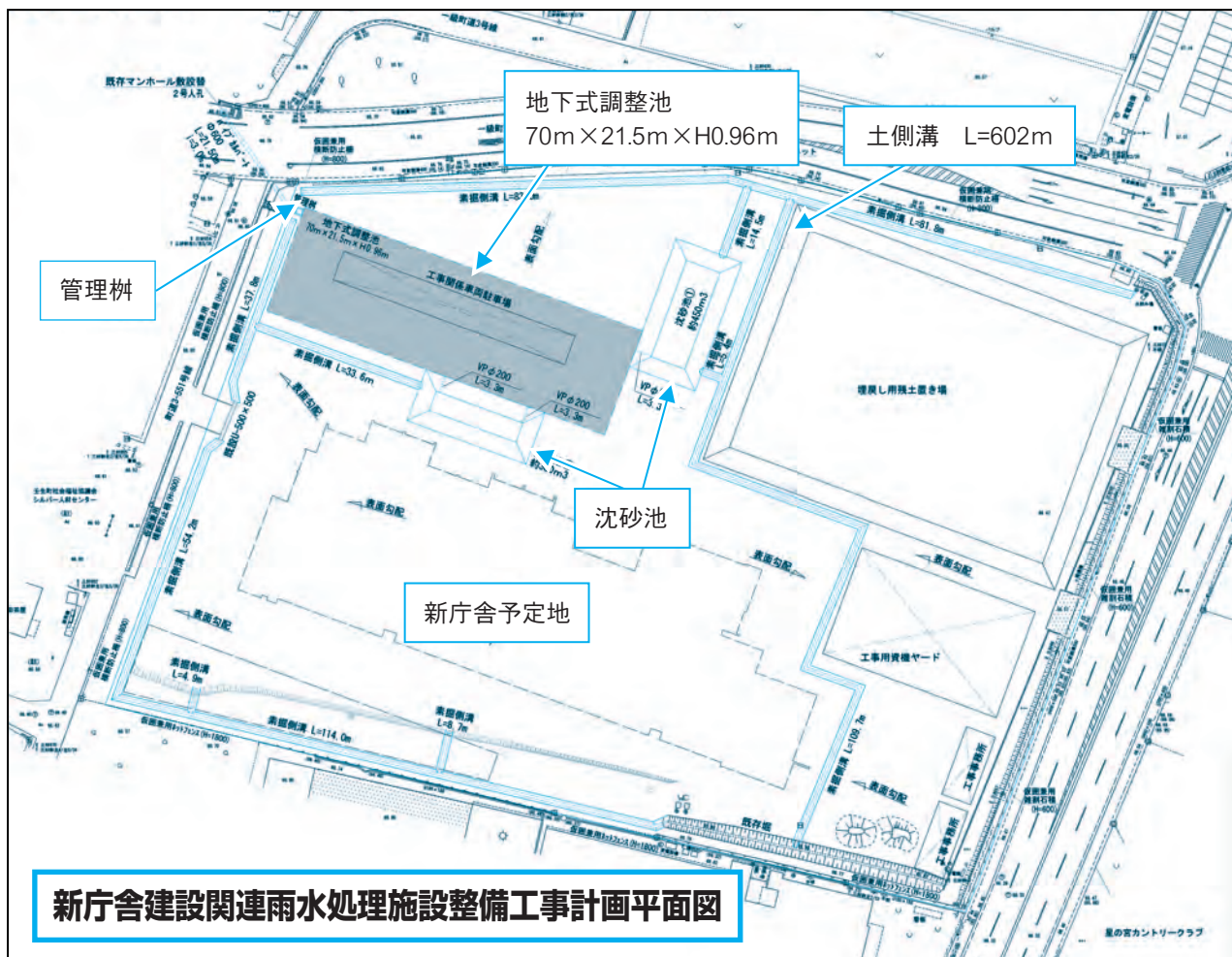
新庁舎建設だより（第8号）

令和2年7月



頃より新庁舎建設事業の推進にご協力いただきありがとうございます。

今回は、以前に広報みぶや公式ウェブサイトでお知らせしました「新庁舎建設関連雨水処理施設整備工事」が完了しましたので、概要についてご説明します。



【工事概要】

工事名称：新庁舎建設関連 雨水処理施設整備工事

工 期：令和2年1月20日～令和2年5月20日※1

金 額：68,200,000円（税込）

備 考：敷地内の雨水を処理するための地下式調整池（プラスチック製浸透槽）を設置する工事です。

※1 栃木県知事による開発許可（令和2年3月9日許可）後に着工

【工事の目的】

壬生町の新庁舎建設は開発行為に該当するので、開発行為を行う際には、土地の利用形態が変わるため、雨水の流出対策等を行わなければなりません。例えば、開発前は緑地だった土地が、開発後は建物が建ったり、道路になったりすると、これまで浸透していた雨水が浸透しにくくなるため、開発区域外に雨水が流出し、周辺環境に影響を及ぼす可能性があります。そこで、それらに対応するため上記の工事を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で現場見学の開催ができませんでしたので、広報でお知らせいたします。

目 次

- ② 新庁舎建設だより
- ④ 壬生町職員採用試験案内
- ⑥ まちトピ
- ⑧ 歴史民俗資料館だより
- ⑨ 健康福祉課だより
- ⑱ 相談
- ⑲ 講座・試験
- ⑳ 募集
- ㉑ おしらせ
- ㉒ 健康・福祉
- ㉓ 介護
- ㉔ こども
- ㉕ 7月16日～8月15日カレンダー

表紙写真：壬生北小学校の児童が北っ子の森を探検し、木々の鮮やかな緑の中で「季節と生き物の様子」を調べました。



着工前

工事開始前です。
敷地の西側から
撮影しています。

地下式調整池の工事です。

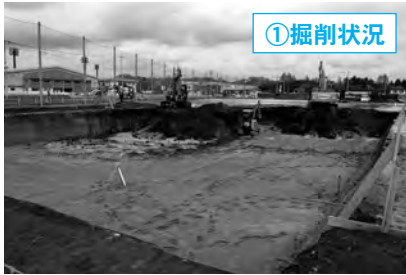
写真①、② 重機を使って掘削します。

写真③ 25 t のクレーンを使って、掘削箇所に積み降ろします。

写真④、⑤ 透水性シートを敷いてその上にプラスチック製の貯留材を設置していきます。

写真⑥ 調整池の全面を透水性シートで覆い、埋戻します。

地下式調整池工事



①掘削状況



②掘削完了



③材料の
積降ろし



④調整池設置状況 1



⑤調整池設置状況 2



⑥調整池設置完了

地下式調整池に関連する工事です。

写真① 地下式調整池で浸透しきれなかった水はこの柵に流れ込みます。管理柵内にある写真②のオリフィスで流量を調整し、雨水管に放流します。

写真③ 特殊な器具を使って掘削します。敷地内の雨水はこの側溝に流れ込みます。

写真④ 土側溝からの水を溜めて、上澄みの水のみを塩ビ管を通して地下式調整池に流入させます。

補足 土側溝や沈砂池は、仮設用に一時的に設置するものです。

関連工事



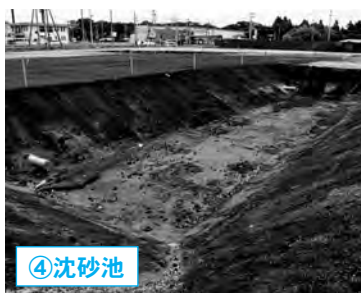
①管理柵



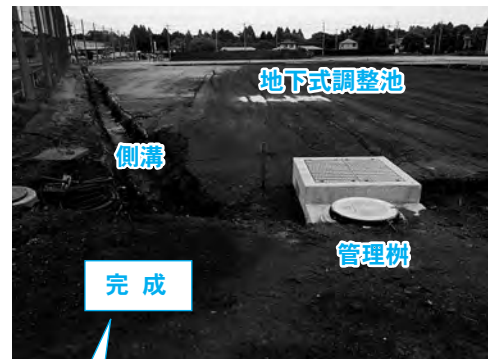
②オリフィス



③土側溝



④沈砂池



完成です。敷地の西側から撮影しています。
地下式調整池は中央の杭から右側に埋設されています。
最終的に調整池の上部は来庁者用の駐車場になる予定です。

令和2年度壬生町職員採用試験案内

令和3年4月1日に採用予定の壬生町職員採用試験を次のとおり実施します。

1次試験日 9月20日(日) 城址公園ホール中ホール (壬生中央公民館)
(壬生町本丸一丁目8番33号)

※2次試験以降の詳細は採用試験案内をご覧ください。
※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、日程が変更となる可能性があります。

申込受付期間 7月1日(水)～8月14日(金) ※土日祝日を除く

●試験区分

試験区分	採用予定 人員	受 験 資 格	
		年齢要件	その他
一般事務	10名程度	平成2年4月2日から 平成15年4月1日まで に生まれた方	
一般事務 (身体障がい者)	若干名		次の要件をすべて満たす方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・活字印刷文(文字の大きさは10ポイント程度)による 出題に対応できる方
土 木			学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校等において 土木工学に関する課程を修了した方、又は令和3年3月末日までに修了する見込みの方

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない方
- イ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ウ 壬生町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

●採用試験案内・申込書の入手方法

7月1日(水)から壬生町役場(総務課)、稲葉出張所及び南犬飼出張所にて配布します。
また町の公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

●問合せ

総務課庶務人事係 ☎0282(81)1806

壬生町が求める職員像

「壬生町を愛し 情熱をもってチャレンジする職員」

- ① 住民の信頼に応えられる職員
- ② 経営感覚とチャレンジ精神を持って行動できる職員
- ③ チームワークを大切にする職員
- ④ 柔軟な発想で時代の変化に対応できる職員

壬生町は、今後新庁舎のオープンを予定しており、今よりもさらに住民の方々と近い距離感で、よりよいサービスを目指していきます。皆さんも、是非、新しい庁舎で私たちと一緒に働いてみませんか。
皆さんのご応募を心よりお待ちしております。



令和2年度新規採用職員からのメッセージ



農業施設の保全に関する幅広い業務に携わっています

町内の農地や農業用水、農道など、農業を行うのに必要な農業用施設の保全・管理を担当しています。農地の圃場整備や森林伐採に関する業務、農業被害を及ぼすことのある有害鳥獣の駆除に関する業務など、壬生町内で農業を行う方々の手助けとなれるよう、幅広い業務を行っています。

私は新卒での採用ではなく、また前職で農業や建設に関わる仕事をしていただけではないので、戸惑うことも多いですが、先輩や上司の力を借りて、少しでも壬生町に貢献できるよう努力しています。



多くの人に施設を快適に利用してもらえるように、責任をもって日々の業務に取り組んでいます

総合運動場体育館内で体育施設の維持管理業務を担当しています。施設の貸し出しや修繕、改修工事の依頼等を行い、多くの人に体育施設を快適に利用してもらえるように、責任をもって日々の業務に取り組んでいます。

私は6年間民間企業に勤めておりましたが、役場の仕事はデスクワークが中心で自分の業務を黙々と行っていく堅苦しい印象がありました。しかし、窓口対応等で施設利用者の方と接する機会もあり、デスクワーク以外の業務も多いです。私自身も明るく優しい先輩方のようになれるよう、頑張っていきたいと思います。



町民の方々の立場に立って業務に取り組んでいます

自転車等駐車場の管理運営や新規事業である駅前広場整備などを担当しています。町民の皆様をはじめ、多くの方が安心・安全に公共施設（都市施設）を利用できるように、適正な施設の維持管理等を行っています。専門的な知識だけでなく、町民の皆様の立場に立つことが求められていると感じています。

私は高校卒業後、すぐに役場に入庁しました。役場ではどのような仕事をするのかとても不安でしたが、実際はデスクワークだけではなく、多くの方たちとコミュニケーションを取って業務にあたっています。優しい上司や先輩方のおかげで不安もなく明るく働いています。



多くの方の生活を支える制度をわかりやすく伝えられるよう取り組んでいます

病気や怪我をした場合に安心して医療を受けることができる国民健康保険制度への加入や医療費の相談、将来の暮らしを支える国民年金に関する相談や加入・免除申請の受付などを担当しています。

身近な存在である国民健康保険や年金ですが、最初は町民の方にわかりやすく説明することができませんでした。しかし、上司や先輩方のサポートにより、制度や仕組みを学び、徐々に町民の方に安心して納得していただくことができるようになりました。

今は笑顔で帰っていただく姿や感謝の言葉が私のやりがいにつながっています。

私たちと一緒に理想のまちをつくりませんか！

町民のみなさまへ

お子さんやお孫さん、ご親戚、ご友人等に
ぜひご応募をおすすめください！



特別敬老金



坂本タケさん100歳 おめでとーじびぎいます

坂 本タケさんは、訪問の際、おだやかな表情で出迎えてくださり、花束を手渡すときを笑顔で受け取っていらつしやいました。車いすを利用してはいますが、お元気でデイサービスに通っていらつしやるそうです。また、訪問の前日の100歳のお誕生日には、ご一家でお祝い会を開かれたそうです。

いつまでもお元気で長生きして欲しいと願っています。



壬生町では、10年以上本町に暮らし、100歳を迎えられた方に、特別敬老金を贈り長寿を祝っています。平成4年から実施している事業です。

栃木地区交通安全協会壬生支部 女性部会から新1年生へ鉛筆を贈呈

栃 木地区交通安全協会壬生支部女性部会（高山祐子部会長）から町内各小学校へ鉛筆の贈呈がありました。

鉛筆には交通事故に対する注意喚起文が添えられおり、新小学1年生へ配られました。



左から 大場副部会長、安田副部会長、潮田睦小学校長、高山部会長



左から 笠野部会長、潮田睦小学校長

栃木地区交通安全協会壬生支部 おもちゃのまち部会から 睦小学校へ「歌はともだち」を贈呈

4月2日(木)、栃木地区交通安全協会壬生支部おもちゃのまち部会（笠野光行部会長）から睦小学校へ「歌はともだち」(歌集)の贈呈がありました。児童の交通安全の願いを込めて贈呈されました。

家じゅう、まるごと
ケーブルテレビ

 でんわ
 テレビ
 ネット
 スマホ
 でんき


料金・サービスに関するお問い合わせに関しては

CATV 栃木ケーブルテレビ



0120-25-1819

発行：壬生町教育委員会事務局生涯学習課
〒321-0292 壬生町通町12-22
TEL 0282-81-1873 / FAX 0282-82-0935
E-mail : gakusyu@town.mibu.tochigi.jp



JLC 通信

今年度から新たに4名の会員が加わりました！

令和2年度より壬生中学校から鶴吉聖奈さんつるよしせな、大橋萌依さんおおはしもえ、高橋麻梨奈さんたかはしまりな、斎藤妃那さんさいとうひなの4名が加わりました。

新規会員を含めた顔合わせの機会として、3月14日(土)生涯学習館(講堂)で開催を予定していた「ふるるMibu交流会」「総会」が、新型コロナウイルス感染症予防の観点から中止となりました。例年6月に実施している下野市との交流会についても、延期となり、開催時期は未定となっています。その他町内のイベントについても中止が相次いでいる状況です。

今年度の活動がいつから始められるかわからず、会員同士の顔合わせもできていない状況ではありますが、会員たちの健康、安全を第一に考慮し、活動参加については慎重に判断していきます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

～令和2年度の活動予定～

<p>各種研修会、企画会議</p> <p>自分のアイデアを活かしてみよう</p>	<p>第3回下野JLCとの交流会</p> <p>現在調整中</p>
<p>各種イベント</p>	<p>ふるるMibu交流会 総会</p> <p>中止</p>

別途、上記に加え活動が追加されることがあります。

保護者の皆様、地域の皆様へ



ふるるMibuJLCによる地域活動にご理解とご協力をお願いします。

令和2年度役員～報告～

- 会長：梁島 恵理伽さんやなしま えりか
 副会長：八木澤 萌加さんやぎさわ もえか、管野 龍河さんかんの りゅうが
 事務局長：柳澤 友希さんやなぎさわ ゆうき
 書記：木野内 美聖さんきのうち みさと、後藤 明華音さんごとう あかね
 会計：小島 佳苗さんこじま かなえ、豊島 匡さんとよしま まさし
 会計監査：高田 美代子さんたかだ みよこ

今年度より新しく会長が就任しました。本来、役員は総会で承認を得るものとされていますが、総会が中止になったため、今年度は特例として、役員候補の皆様にご個別にお電話での確認となりました。そうした中で、皆様快く引き受けてくれました。

これから1年間
よろしくお祈いします。





©ウヤマ カヲル

歴史民俗資料館 だより

年号が「令和」になり新たな気持ちで、「壬力（魅力）」ある町の歴史や文化財をご紹介します。
みぶの歴史・文化財シリーズ
壬生藩と鳥居家のお話②

壬生藩鳥居家の初代、鳥居忠英は勤勉なお殿様！

壬生町の代表的な特産物といえ「干瓢^{かんぴょう}」ではないでしょうか。ご存知の通り、干瓢は植物の夕顔の実である「ふくべ」を細長く剥いて乾燥させたものです。では、いつ頃から町でふくべが栽培されるようになったのでしょうか。

壬生藩鳥居家初代の藩主である忠英が、移封前の水口（現在の滋賀県）からふくべの種を取り寄せて栽培を奨励したことが始まりとされています。そのため、町は関東における干瓢発祥の地として、精忠神社の境内に「干瓢発祥二百五十周年記念碑」や干瓢の形をした「干瓢伝来三百年記念碑」が建立されています。

また、忠英はふくべ以外に学問に努めた人物としても知られています。水口時代、儒学者として高い伊藤仁斎^{いとうにさい}を京都の鴨川から招聘し、仁斎の自著「童子問^{どうしもん}」を学ばしました。当時の仁斎は塾の門人の育成に力を注ぎ、大名家からの依頼を度々断っていました。こうしたなか、門人から忠英が学問への熱意を持った優れた人物であ

るとの噂を聞き、忠英の招待を快く受け2度も水口城を訪れています。正徳2（1712）年、忠英は水口から移封となり下野国壬生藩の藩主を任せられます。翌年には、栃木県内で早期とされる藩校の前身



鳥居忠英肖像(常楽寺所蔵)



『童子問』(壬生町立歴史民俗資料館所蔵)

その後、6代藩主の鳥居忠孝^{あきひさ}は、論語の「学而時習之。不亦説乎。（まなびてときにこれをならう、またよろこばしからずや）」から「学び」と「習う」をとり、学問所を「学習館」と名付けて規模を拡張し更なる人材育成に励みました。現在、町の子どもたちは仁斎独自の「子の曰く^{この子のいわく}」から始まる論語を学び語^ごじることが出来ます。学校教育に論語を取り入れ、早10年が経過しました。これからも「論語のまち」として鳥居家が築き上げた藩校での学びを現在の教育に活かし、生き方や心の持ちようを後世に伝えていきます。

◎問合せ 歴史民俗資料館

☎(82)8544



壬生町役場健康福祉課です。前回に引き続き、獨協医科大学医学部公衆衛生学講座の先生にご協力いただき、新型コロナウイルス感染症に関する内容をお届けいたします。健康の維持・増進にお役立てください。

もう一度、考えてみる機会を作ってみてはいかがでしょうか？

獨協医科大学 医学部 公衆衛生学講座 准教授 財津 将嘉さいつ まさよし

みなさん、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言も解除され、すこしホッとされていることと思います。公衆衛生学の研究者として、まず、みなさんに感謝します。手洗い、マスク、ステイホーム、お疲れ様でした。もちろん、第2波に対する不安もあることと思います。引き続き、気を引きしめて、一緒に「勝って兜の緒を締めよ」を実践しましょう！

今回のコロナ禍により、日本社会の問題が認識されました。とくに大きな公衆衛生の問題で言えば、「差別」があります。差別はあってはなりません。私も医療現場に携わっていますが、医療従事者・関係者やその家族に対する、いわれなき差別のニュースを目にすると本当に心が痛みます。また、コロナ禍では心やメンタルの問題も出てきます。一人で抱え込まずに、相談窓口を利用して下さい。さらに、これだけ感染が広がった今、感染経路も不明なことが多いため、個人の責任に帰結して解決策を求めてもあまり意味がありません。集団としての対策で乗り切りましょう。犯人探しをするようなことは止めましょう。

日本社会は、伝統的に人と異なることをよしとしてこなかった、いわゆる画一的な社会背景があります。みんなで「前に習え」で、出来るだけみんなと同じようにすることが重要視されてきました。しかし、世の中は、人とモノがインターネットで繋がるグローバルな世界です。人種や民族、国や考え方が違う人々が行き交い交流する、多様な世界が目の前に広がっています。日本の65歳以上の地域住民を対象とした研究の結果では、所属グループのメンバーの多様性が健康と関連している可能性が明らかになっています(文献1)。ですので、多様性を受け入れることで、みなさんの健康状態が向上することを心から願っています。

最近、若者や著名人たちがSNSなどの最新技術を駆使して、困っている人に寄付・支援する活動を見かけます。水面下でこのような活動をされている方も大勢いらっしゃると思います。自主的にインターネットなどで人々がつながることによって(絆)、物理的な距離や時間の壁を一気に

飛び越えて、スピード感をもって困っている人を支援するという行動は、本当に素晴らしいです。今回のstay homeでは、「社会格差」も明らかになりました。在宅勤務を命じられても、実際には在宅勤務が可能なのは一部であって、リスクを負いながら現場に行かなければいけない人たちも大勢います。これは世界共通の問題であり、アメリカでも新型コロナウイルス感染症の死亡率に社会格差があることも指摘されています。また、経済に与える影響も莫大です。今後の公衆衛生学の研究で、多くのことが明らかになってくるとと思います。

最後ですが、人とのコミュニケーションの新しい形態である「オンライン飲み会」が注目されています。家にいながら、職場の同僚や友人との時間を楽しむというわけです。人と直接会えない中でコミュニケーションをとることは大事ですので、どうぞ節度を守って楽しんで下さい。そして、くれぐれも、飲み過ぎには注意しましょう。日本人は全体として、お酒の分解能力が遺伝的に弱いことが知られています。最新の研究では、日本人は少量飲酒でもがんにかかるリスクが上がるということがわかってきました(文献2)。毎日ワイン1杯程度(または日本酒1合、ビール中ジョッキ1杯)を10年間飲み続けると、がん全体では5%程度のリスクが上昇します。この影響は微々たるものと感じますが、食道がんなどは45%も上昇します。「塵も積もれば山となる」わけです。みなさんの普段の生活習慣や健康に対する意識を、もう一度考えてみる機会を作ってみてはいかがでしょうか？

文献

1. Zaitzu M, Kawachi I, Ashida T, Kondo K, Kondo N. Participation in Community Group Activities Among Older Adults: Is Diversity of Group Membership Associated With Better Self-rated Health? J Epidemiol. 2018;28:452-457.
2. Zaitzu M, Takeuchi T, Kobayashi Y, Kawachi I. Light to moderate amount of lifetime alcohol consumption and risk of cancer in Japan. Cancer. 2020;126:1031-1040.

健康福祉課から

みなさん、自粛生活で生活習慣の乱れはありませんか？上記において、普段の生活習慣や健康に対する意識についての投げかけもありましたが、新型コロナウイルスに関わらず、感染症予防の基本は己の体！バランスの良い食事や十分な休息等、規則正しい生活と適度な運動で免疫力の低下を防ぎましょう。

質問募集!!

健康に関すること疑問・質問がある方は、メールまたはFAX・ハガキにて、壬生町役場健康福祉課までお送りください。お送りいただいた質問の中からいくつか抜粋し、次号以降に掲載いたします。すべての質問にお答えできない場合がありますのでご了承ください。

質問応募方法：①氏名 ②住所 ③電話番号と「広報みぶ7月号質問応募」と明記の上、メール(kenko@town.mibu.tochigi.jp)またはFAX(0282-81-1121)ハガキにて。電話不可。

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の傷病手当金制度について

壬生町国民健康保険では、会社などにおける新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会社勤めの方が休暇などを取得しやすい環境を整えるため、特例措置としての傷病手当金の支給を行います。

今回の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症及びその疑いがある症状などの疾病にかかり、その療養のために勤務先における労務を休んだ場合のみに限定されます。

このため、勤務先の都合による休業、家族の看病のため、濃厚接触者として待機していたなど、本人が疾病にかかったものでない場合は該当となりません。

また、自営業者など、給与受給者でない方については適用されません。

◎対象となる方

以下のすべてに当てはまる方が対象となります。

- ・壬生町国民健康保険の被保険者である
- ・会社などに雇用され、給与を受けている
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した、あるいは発熱などの感染が疑われる症状が連続4日以上あった
- ・上記の療養のために、予定していた労務を休んだことで給与が支払われない日がある

◎支給対象となる日数

就労できなくなった日から起算して4日目以降から就労可能になるまでの期間のうち、就労予定であった労務を休んだ日数

◎支給金額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象となる日数

※支給額には上限があります。また、給与の一部が支払われる場合は減額されます。

※世帯主への支給となります。

◎本制度が適用される期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日まで

(入院などが継続している場合、最長1年6か月間)

◎お申込み方法

対象となる方の世帯主が、書面にて申請していただくこととなります。(代理申請についてはご相談ください。)

申請書の用紙については、町公式ウェブサイトからダウンロードしていただくか、ご連絡いただければ郵送にてお送りします。

提出は、役場住民課国保年金係窓口にお越し頂くほか、郵送での申請も受け付けます。

詳しくはお電話などでお問合せください。

《必要なもの》

1. 申請書一式
様式1-1 (世帯主記入用)
様式1-2 (被保険者記入用)
様式1-3 (事業主記入用)
様式1-4 (医療機関記入用)
※医療機関にかからず自宅療養のみの場合は、様式1-4の提出は不要ですが様式1-2に事業主からの証明が必要となります。
2. 被保険者証 (対象者本人のもの)
3. 印鑑 (シャチハタ等のゴム印不可)
4. お振込み先の口座がわかるもの (通帳など、世帯主名義)

◎問合せ 住民課国保年金係 ☎(81)1836

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方等に対しては、保険料(税)が減免となる場合があります。それぞれの保険料(税)の減免の対象となる方は以下のとおりです。

保険料(税)の減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少(※)が見込まれる世帯の方
(※)収入減少により保険料(税)が一部減額される具体的な要件

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の場合

世帯の主たる生計維持者について、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に該当する場合

- (ア) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (イ) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

介護保険料の場合

世帯の主たる生計維持者について、次の(ア)(イ)のいずれの要件も満たす場合

- (ア) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (イ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

※世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合も対象となります。

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減について

倒産や解雇などの理由により離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として求職者給付を受給している65歳未満の方は、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免ではなく、非自発的失業者の保険税軽減制度が適用になります。

軽減を受けるには、「雇用保険受給資格者証」を提示のうえ、申請が必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があり納付が困難な方については、徴収猶予の特例制度もあります。詳しくは、税務課までお問合せください。

◎問合せ

保険料(税)の減免に関すること……………税務課諸税係☎(81)1819・1879

保険料(税)の納付に関すること……………税務課収税係☎(81)1816

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 1 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 2 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- 3 マスク・消毒液・体温計が不足しています。できるだけ自ら携行して下さい。
- 4 市町村が指定する避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 5 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。

今のうちに、**自宅が安全かどうか**を確認しましょう！

ハザードマップ

検索



避難行動判定フロー

スタート！

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップ※で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として※、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル3が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

はい

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所へ避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

警戒レベル4が出たら、安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)

いいえ

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している指定緊急避難場所へ避難しましょう

国保だより

『国民健康保険被保険者証』が更新されます

国民健康保険被保険者証は、毎年8月1日に更新されます。現在お持ちの被保険者証は、7月31日で期限切れとなりますので、ご注意ください。

新しい被保険者証は、7月中旬頃から順次発送の予定となっております。今回お送りする被保険者証はふじ色です。7月31日になっても届かない場合には、住民課国保年金係へお問合せください。

なお、古い被保険者証は役場住民課または稲葉出張所、南犬飼出張所へご返却願います。

○国民健康保険被保険者証の注意点

- ・記載事項等に変更が生じたときは、14日以内に届出をしてください。
- ・社会保険等に加入したときは、国民健康保険喪失の手続きが必要となります。また、手続き前でも加入日以降は、国民健康保険被保険者証は使わないでください。（社会保険等に加入した日は保険証を受け取った日ではなく、資格を取得した日になります。資格取得日は保険証に記載されています。）
- ・被保険者証の有効期限は令和3年7月31日ですが、以下の方は有効期限が異なります。
75歳の誕生日を迎えて、後期高齢者医療に加入する方
外国人で、次の更新前に在留期間の満了日を迎える方

70歳以上の国民健康保険加入者の皆様へ

70歳の誕生日を迎えた翌月（1日生まれの方は誕生日）1日から75歳の誕生日を迎えるまでは「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が交付されません。70歳未満までの被保険者証と違い、自己負担割合が記載されるようになります。

負担割合	判定基準
3割	住民税課税所得が145万円以上の方とその同一世帯の方
2割	上記以外の方

○3割負担の方でも、申請によって2割負担になる場合があります。

同一世帯内で70歳以上の国保加入者の収入合計額によっては、「基準収入額適用申請」をしていただくことによって、自己負担割合が2割になります。

- ・70歳以上の国保加入者が1人の世帯の場合
⇒ 収入合計が383万円未満
- ・70歳以上の国保加入者が2人以上の世帯の場合
⇒ 収入合計が520万円未満

該当すると思われる方には、町から通知をお送りしますので、手続きをお願いします。

○8月以降に70歳の誕生日を迎えられる方へ

70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の下旬に自己負担割合が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」が郵送されます。翌月1日から、すでにお持ちの「国民健康保険被保険者証」と差し替えてご使用ください。その際、これまでの被保険者証は役場住民課または稲葉出張所、南犬飼出張所へご返却願います。

『国民健康保険限度額適用認定証』について

高額療養費制度では、請求された医療費の全額を窓口で支払い、後から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます(償還払い)が、この場合、一時的に多額の費用を用意する必要があります。

『限度額適用認定証』を病院に提示することにより、窓口での医療費の支払いは自己負担限度額までおさえられます。さらに、世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合は、入院時の食事代が減額されます。

○限度額適用認定証の申請について

申請場所	壬生町役場住民課・稲葉出張所・南犬飼出張所
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">①国民健康保険被保険者証（保険証）②印鑑（認印）③必要な方と世帯主の個人番号カードあるいは個人番号通知カード④窓口にいっしょの方の運転免許証等身元確認のできるもの

○限度額適用認定証の申請・利用に関する注意点

- ・認定証の発行には、世帯主及び世帯の国保加入者全員の所得の申告がされていることが必要です。また、70歳未満の方が限度額適用認定証を申請するときは、**国民健康保険税が完納されていないと交付できません**。
- ・認定期間は申請した月の初日から7月31日までです。
- ・同一医療機関での外来診療及び入院時の保険適用の医療費が対象となります。食事療養費や室料差額等、保険適用外の費用については、対象となりません。
- ・自己負担限度額は、「医療機関ごと、1か月ごと」に計算されます。
- ・自己負担限度額は、世帯の所得によって異なります。
- ・毎年8月が『限度額適用認定証』の年次更新となります。現在『限度額適用認定証』をお持ちの方には、更新手続きの案内をお送りします。

年金受給権者の各種届出・通知について

《各種届出》

●受取機関を変更する場合 → 『年金受給権者受取機関変更届』

届出書の「金融機関の証明」欄に証明を受けるか、通帳のコピーを添付してください。

●年金証書を汚損・紛失した場合 → 『年金証書再交付申請書』

※上記の届出書は住民課国保年金係または各出張所に備え付けてあります。

《定期的な通知》

●年金振込通知書（金融機関等の口座振込で年金を受け取られている方）：毎年6月に送付

6月から翌年4月までの各期支払額をお知らせするものです。年金支払額や受取金融機関に変更があった場合にはその都度送付されます。

●年金額改定通知書：年金額の改定があったときに送付

●源泉徴収票：毎年1月中旬から下旬に送付（老齢または退職を支給事由とする年金受給者の方のみ）

年金受給者のご家族の皆様へ

年金を受けている方がお亡くなりになると、年金の受給権は亡くなられた月までとなります。

●生計を同じくする遺族がいる場合

→ 『未支給年金請求書』を提出してください。

亡くなられた月までの未支給年金を受け取ることができます。

※一定の条件に当てはまる遺族がいる場合、遺族年金等を受け取ることができます。

※詳しくは、ねんきんダイヤルまたは年金事務所までお問合せください。

●生計を同じくする遺族がいないまたは年金支給が停止中の場合

→ 『年金受給者死亡届』を提出してください。

※日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として省略できます。

届出が遅れますと年金が多く支払われてしまい、後でお返しいただくことになります。
遺族の方はすみやかに届出を行ってください。

◎問合せ

・ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

・栃木年金事務所 お客様相談室

☎(22)4134

・町住民課国保年金係

☎(81)1827

後期高齢者医療保険ご加入の皆様へ

○後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する被保険者証は、縦長大判の封筒（茶色）に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい被保険者証を医療機関等の窓口に提示して下さい。

なお、現在お使いの被保険者証は、8月1日以降に壬生町役場住民課国保年金係、稲葉・南犬飼両出張所のいずれかに返却していただけますようお願いいたします。

○限度額適用認定証等について

所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡ(*)に該当する方は、『限度額適用認定証』を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事も減額になります。該当する方は壬生町役場住民課国保年金係、稲葉・南犬飼両出張所窓口にて申請して下さい。

なお、過去に『限度額適用認定証』の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が現役並み所得者ⅠまたはⅡに該当する方、また『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けたことがあり、令和2年度の所得区分が低所得区分に該当する方については、認定証を7月下旬に送付する被保険者証に同封します。

*現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）
現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）

◎問合せ

住民課国保年金係 ☎(81)1832

令和2年度 介護保険料の一部軽減について

令和2年4月から所得段階第1段階から第3段階までの保険料について軽減強化を行います。保険料の軽減強化については、令和元年10月の消費税率引き上げによる財源の手当てであり、令和2年度からの満年度化に伴い、保険料軽減を完全実施するものです。

所得段階が第4段階から第12段階の方については、保険料額に変更はありません。



所得段階	対象となる方	現行		変更後		
		調整率	保険料 (年額)	調整率	保険料 (年額)	
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.375	21,600円	基準額× 0.3	17,200円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円超 120万円以下の方	基準額× 0.625	36,000円	基準額× 0.5	28,800円
第3段階		120万円超の方	基準額× 0.725	41,700円	基準額× 0.7	40,300円

令和2年度の介護保険料額の決定通知について

◇普通徴収（納付書または口座振替）の方

⇒7月中旬に「介護保険料納入通知書」をお送りします。☑

◇特別徴収（年金からの天引き）の方☑

⇒9月上旬に「介護保険料特別徴収開始通知書」をお送りします。☑

※年金保険者から通知された振込通知書等に記載されている「介護保険料額」と町からの通知の額が異なる場合、町からの通知の額が正しい額ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

介護保険料は皆さんが安心して介護保険サービスを利用するための大切な財源になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

◎問合せ 税務課諸税係 ☎(81)1879・1819

国民健康保険に加入されている方へ 令和2年度も所得が少ない世帯への軽減制度が拡充されます

世帯主の方（国民健康保険に加入していない場合も含む）及びその世帯の国民健康保険加入者の軽減判定所得の合計額が一定基準以下の世帯については、「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。令和2年度も下表のとおり5割、2割軽減の対象となる所得金額を引き上げ、軽減対象世帯が拡充されます。

この軽減を受けるには、世帯主及び加入者が前年中の所得の有無について申告していることが必要です。収入がない場合や非課税年金収入のみの場合でも必ず申告をしてください。

軽減割合	判定区分	
	改正前	改正後
	世帯主及び加入者全員の前年の軽減判定所得の合計が	
7割軽減	33万円以下	33万円以下（変更なし）
5割軽減	33万円+28万円×（加入者数）以下	33万円+28万円5千円×（加入者数）以下
2割軽減	33万円+51万円×（加入者数）以下	33万円+52万円×（加入者数）以下

◎問合せ 税務課諸税係 ☎(81)1879・1819



マイナンバーカードが被保険者証として 利用できるようになります



令和3年3月(予定)からマイナンバーカードが被保険者証として利用できるようになります。
マイナンバーカードを被保険者証として利用することで以下の6つのメリットがあります。

- ・被保険者証としてずっと使えるようになります
- ・医療保険の資格確認がスムーズになります
- ・窓口への限度額適用認定証の持参が不要になります
- ・自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになります
- ・医療保険の事務コストの削減につながります
- ・医療費控除の手続きがスムーズになります(令和3年秋頃予定)



なお、マイナンバーカードを被保険者証として利用するためには、事前の登録が必要です。
登録の申込はマイナポータルで行います。

マイナンバーについてのお問合せは、下記までお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178

個人番号(マイナンバー)と個人番号(マイナンバー)カードの違いって？

今回は、個人番号(マイナンバー)と
個人番号(マイナンバー)カードの
違いについてお伝えします！



個人番号(マイナンバー)

- ・12桁の番号そのものを示しています
- ・日本に住民登録のある方に「通知カード」または「個人番号通知書」を利用してお知らせしています

個人番号(マイナンバー)カード

- ・申請した人だけが持っています
- ・ICチップと顔写真がついていて、本人確認書類などのさまざまな機能を利用できます



なぜ「通知カード」や「個人番号通知書」
だけで本人確認ができないの？

手続きをおこなうためには、「正しいマイナンバー」を「本人」が提示しているか確認する必要があります。したがって、マイナンバーを証明する書類のほかに、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認書類が必要です。



◎問合せ 住民課 ☎(81)1825

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分(月曜日のみ午後7時)まで

※土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます

公的個人認証サービスメンテナンスのメンテナンス作業による 個人番号カード運用停止のお知らせ

期間：令和2年7月23日(木)～26日(日)の終日

上記の期間、地方公共団体情報システム機構によるシステムメンテナンス作業がおこなわれます。そのため、個人番号カードに搭載されている電子証明書を利用する証明書コンビニ交付などのサービスが終日運用停止となります。

再開は令和2年7月27日(月)午前6時30分からを予定しております。

ご利用の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。





壬生町子育て支援センターつばめ

★遊びの広場★

①～③の場所で自由遊び・ハッピータイム（絵本の読み聞かせ・手遊び・体操他）

遊びの広場開催時間 平日 午前9：00～11：30 午後1：00～4：30 土 午前のみ（行事開催中はお休みです）

①わいわいプレイルーム<ホール>

- *たんぼほコーナーいろいろなおもちゃ遊具など
- *さくらんぼコーナー（0～1歳児のあそび場）
- 乳児用のおもちゃや授乳コーナーあり

②ひまわりルーム《コーナー遊びのお部屋》

- ままごとやお人形遊び、絵本など
- 季節を取り入れた親子製作

★その他の活動★

☆にこにこほっぺ（地域交流事業）

地域の方々との交流や季節の戶外活動など

☆各種講演会・イベントやサークル活動支援

③おひさまパーク《園庭で外遊びができます!》

大きなぞうさんすべり台やブランコ、砂場など

※講習会・行事についての開催、計画については未定です。

壬生町公式ウェブサイト、つばめHPにて随時掲載いたしますので、ご確認ください。

ぞうさんすべり台です♪



親子ピクス♪

ママと一緒に♡



★その他の事業★

※下記の事業申し込みの際、体調等についての確認をさせていただきます。

一時預かり保育事業 3歳までの未就園児対象《ご家庭での保育が困難な時などご利用できます》

○保育時間 月～金曜日 午前9：00～午後5：00

※面接、登録をしてからの利用となります。お問合せ時間午前9：00～午後4：30



壬生町ファミリー・サポート・センター《子育てを頑張っている保護者の皆様のお手伝いをします》

○受付時間 月～金曜日 午前9：00～午後4：30

こんなサポートができます ★保育施設や習い事の送迎 ★保護者のリフレッシュ時の預かり etc…
まずは、ご相談ください! ※保護者のお手伝いをして下さる協力会員募集中です

利用者支援員事業《利用者支援員が子育てに関する相談に応じます》

○日 時 月～金曜日 午前9：00～午後4：30

○相談方法 ・子育て支援センターつばめ、ひよこ、壬生町児童館にて

※相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。まずはお電話ください!



子育て支援センターつばめ（壬生町安塚1179-1） ☎(86)0132

《つばめホームページ<http://www.town-mibu.com/hiyoko/>》



壬生町子育て支援センター☆ひよこ☆

～あなたの子育て応援します！親子で遊びながら子育て仲間をつくりましょう～

開館日：月～土曜日 午前9：00～午後4：30
 対象：0歳～就学前の児童とその保護者
 利用料：無料
 活動内容：遊びのひろば・各種講座・地域支援・育児相談
 場所：壬生町壬生甲3843-1（壬生町保健福祉センター2F）
 電話：☎(82)3309
 ※ひよこだより・ホームページをご利用ください。 <http://www.town-mibu.com/hiyoko/>



☆遊びのひろば☆ 当日予約をお願いします。

時間：①9：00～10：00 ②10：30～11：30
 ③13：30～14：30 ④15：00～16：00
 内容：親子自由遊び・育児相談
 読み聞かせ・手遊び・体操（中止の場合有）



持ち物
 ハンカチ・タオル・
 ウエットティッシュ・
 ゴミ袋・
 バスタオル（乳児）
 など。

☆ベビーチャピー☆（ねんねのお友達） ☆チャピー☆（歩けるお友達）

時間：9：30～11：00
 内容：身長・体重測定手形・足形とり



☆ハイハイレース☆（はいはい期のお友達） ☆ベビーマッサージ☆（生後2か月～9か月位）

時間：10：30～11：30又は14：30～15：30



☆地域支援活動☆

時間：10：00～11：30
 場所：ゆうゆ館・おもちゃ博物館・図書館
 城址公園・わんぱく公園など



☆シングルマザーアットホーム活動☆

日時：毎月第2土曜日 9：00～12：00
 対象：シングルマザーとご家族（町在住）
 内容：交流・遊びの広場・相談支援

★新型コロナウイルス感染状況をみながら、今後の遊びのひろば・行事・講習会等の開催・中止について公式ウェブサイトですぐお知らせ致します。詳しい日程・参加申し込みなどのご確認をお願いします。
 電話による子育ての相談は随時受け付けています。ご不便をおかけいたしますがよろしくお願いいたします。



相談

人権相談・行政相談
毎月第3木曜日開催定期相談

「人権相談」

家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題がございましたらお気軽にご相談ください。相談員は人権擁護委員です。

「行政相談」

医療保険、年金、道路など、行政についての苦情、要望等がございましたら、お気軽にご相談ください。

本町の行政相談員は次の方々です。
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603
相田喜久夫氏 ☎(82)0603

○定期相談日

7月16日(木) 午後1時30分～4時 町保健福祉センター※事前予約をお勧めいたします。(相談無料・秘密厳守)

○問合せ

人権相談：生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826
行政相談：総合政策課情報広報係 ☎(81)1814

○電話による人権相談
みんなの人権110番 ☎0570(003)110
子どもの人権110番 ☎0120(007)110
女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
○インターネット人権相談窓口
<https://www.jinken.go.jp>

心配ごと特別相談(弁護士相談) 相談無料

○日時

7月9日(木) 午前10時～正午
8月13日(木) 午前10時～正午

○会場

町保健福祉センター
町内在住 各回5名

○対象

(先着順)
なお、同一の内容の相談は一回限りです。

○申込・問合せ

7月6日(月) 午前8時半～電話申込受付
8月11日(火) 午前8時半～電話申込受付
(福) 壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899

※国が設立した法律相談機関『法テラス栃木』もご利用ください。
☎050(3383)5395

栃木市保健福祉センター
療育手帳をお持ちの方へ(18歳以上)
巡回相談(動く知更相)について

栃木県障害者総合相談所へ来所が困難な方(在宅生活者)の利便性を考え、栃木市保健福祉センターにて、療育手帳の再判定のほか、処遇相談、生活相談等を実施します。

○日時

9月10日(木)、11月5日(木)、3月5日(金)

○会場

栃木市保健福祉センター(栃木市今泉町2-1-40)

○申込

予約制となりますので、希望日の約1カ月前までに、町健康福祉課障がい福祉係へお申込下さい。

※再判定には、「生活状況調査」の提出が必要になります。

様式は町公式ウェブサイトに掲載していますのでご利用ください。

○申込・問合せ

健康福祉課障がい福祉係 ☎(81)1883
FAX(81)1121

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う持続化給付金等に係る無料相談会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経済上の理由により急激な事業活動の減少を余儀なくされた町内事業者の皆様に対し、国の持続化給付金等、また資金繰りに関する緊急相談窓口を設置します。

- 会場 壬生町商工会
- 対象 壬生町内に事業所を設置している全事業者

【中小企業診断士等面接相談】事前予約制

- 予約受付 壬生町商工会 ☎(82)0475 予約時に持参資料など確認してください。
- 期間 7月6日(月)～9月29日(火)
- 面接相談 午前10時～午後4時 1回50分まで
①10:00 ②11:00 ③13:00 ④14:00 ⑤15:00
- 日程 7月6日(月)、7日(火)、13日(月)、14日(火)、20日(月)、21日(火)、27日(月)、28日(火)
8月3日(月)、4日(火)、11日(火)、12日(水)、17日(月)、18日(火)、24日(月)、25日(火)、31日(月)
9月1日(火)、8日(火)、15日(火)、23日(水)、29日(火)
※基本的には面接相談希望日の2日前までに申込みください



【中小企業診断士等電話相談】

- 電話窓口 7月1日(水)～9月30日(水)の月～木 午前10時～午後4時(平日)(面談中等、平日でもお受けできない場合があります。)
☎070(2642)9975
※通話料金は相談者ご負担となりますのでご了承願います。
- 問合せ 町商工観光課商工振興係 ☎(81)1845 ※詳細は町公式ウェブサイトをご確認ください。→





新型コロナウイルス関連催し等中止情報

中止になった催し等	予定していた時期	問合せ
八坂祭	7月上旬	商工観光課観光交流係 ☎(81)1844
社会を明るくする運動町民のつどい	7月	健康福祉課社会福祉係 ☎(81)1883
壬生町黒川の里ふれあいプール	7月18日(土)～8月31日(月)	スポーツ振興課 ☎(82)2345
壬生町消火競技大会	8月	総務課消防防災係 ☎(81)1808
おもちゃ団地夏まつり	8月	おもちゃ団地協同組合 ☎(86)0331
ふるさとまつり	8月22日(土)	壬生町観光協会事務局(商工観光課内) ☎(81)1844
敬老のつどい	9月	健康福祉課高齢福祉係 ☎(81)1830
壬生町消防団ポンプ操法大会 消防交通フェア	9月6日(日)	総務課消防防災係 ☎(81)1808
福和田芋煮祭	10月下旬	福和田芋煮祭実行委員会事務局 大橋 ☎090(4610)9238

開催・開設を楽しみにしていた皆様には大変申し訳ありませんが、ご理解くださいますようお願いいたします。

講座・試験

令和2年度点訳奉仕員養成講座(初級コース)

受講生募集

- 日時 10月6日～令和3年2月9日(全40時間)毎週火曜日午前9時30分～12時30分
 - 場所 町保健福祉センター2階ポランテシア室
 - 主催 (二社) 栃木県視覚障害者福祉協会
 - 対象 定員20名(町外にお住まいの方も対象)
 - 受講料 5000円(テキスト代)
 - 申込方法 電話・FAX
 - 申込締切 9月30日(水)まで(定員になり次第締切り)
 - 申込・問合せ (二社) 栃木県視覚障害者福祉協会
 - ☎・FAX 028(625)4990
- ※詳細は(一社) 栃木県視覚障害者福祉協会までお問合せください。

令和2年度 下水道排水設備工事責任者・試験のお知らせ

①下水道排水設備工事責任者技術者の更新講習会

- 日時 午後2時～4時
 - 第1回 10月6日(火)
 - 栃木市・栃木市・岩舟文化会館
 - 第2回 10月20日(火)
 - 大田原市・那須野が原ハーモニホール
 - 第3回・第4回 11月5日(木)・15日(日)
 - 宇都宮市・宇都宮市立南図書館
 - 申込期間 7月1日(水)～31日(金)当日消印有効
 - 更新講習会対象者
現在この資格を有し、有効期限が令和3年3月31日までの方。または、有効期限が令和2年3月31日で切れ、現在資格が失効している方。
 - ※申込書類は、公益財団法人とちぎ建設技術センターから本人あてに6月下旬に送付します。
- #### ②下水道排水設備工事責任者技術者試験講習会及び模擬試験
- 日時 9月29日(火)午前10時～午後5時
 - 場所 コンセーレ(宇都宮市駒生1-1-6)
 - 申込期間 8月3日(月)～31日(月)当日消印有効
- #### ③下水道排水設備工事責任者技術者試験
- 日時 10月27日(火) 午後2時～4時
 - 場所 コンセーレ(宇都宮市駒生1-1-6)

消防設備士試験のご案内

- 生1・1・6
- 申込期間 8月3日(月)～31日(月)当日消印有効
- 《①②③共通事項》
- 申込・問合せ 公益財団法人とちぎ建設技術センター企画研修課(〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2)
☎028(626)3187
- 《②③共通事項》
- ※申込書類は、6月下旬から公益財団法人とちぎ建設技術センター及び町下水道課で配布します。
- ※受験資格については、試験案内をご覧ください。
- 試験日 9月13日(日)
- 申込方法
・電子申請(消防試験研究センターのウェブサイトから)
・7月3日(金)～14日(火)
・書面申請 7月6日(月)～17日(金)
- 費用(試験手数料)
甲種 5,700円
乙種 3,800円
- 願書配布場所
石橋地区消防組合消防本部、石橋消防署、壬生消防署、上三川消防署
- 問合せ (一財) 消防試験研究センター 栃木県支部
☎028(624)1022
<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

募集

裁判所職員採用一般職試験
(裁判所事務官、高卒者区分)のお知らせ

○受験資格 令和2年4月1日において高等学校卒業後2年以上の方及び令和3年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの方(令和2年4月1日において中学校卒業後2年以上5年未満の方も受験可)

○受付期間

(1) インターネット申込み
7月7日(火)午前10時から
7月16日(木)まで
・専用アドレス
<https://www-shiken.courts.go.jp/>

(2) 郵送による申込み
7月7日(火)から7月10日(金)まで(当日消印有効)
○試験日 9月13日(日)
○問合せ 宇都宮地方裁判所
事務局総務課人事第一係
☎028(621)4744

壬生町会計年度任用職員募集

○職務内容 窓口・電話対応、ワード・エクセル等による資料作成、書類の整理等

○勤務日 9月1日(火)～令和3年3月31日(水)(月～金※祝日及び年末年始を除く)

○勤務時間 週32・5時間 午前8時30分～午後4時 休憩時間1時間

○勤務場所 役場本庁都市計画課

○必要資格 特になし

○報酬 月額122,535円、期末手当(1回支給)12月)

○交通費 月額上限5,500円(通勤距離等の要件あり)

○加入保険等 健康保険・厚生年金保険・雇用保険加入・公務災害補償制度適用

○採用人数・試験 1名・書類選考、面接(応募者に別途ご連絡します)

○提出書類 会計年度任用職員登録申込書※担当課で交付及び町公式ウェブサイトに掲載

○申込方法 持参または郵送

○申込期限 8月3日(月)必着

○申込・問合せ 都市計画課
都市計画係 ☎(81)1853

統計調査員をしてみませんか！

壬生町では、国が実施する各種統計調査の調査活動にあたっていただく統計調査員登録者を募集しています。今年は令和2年国勢調査が予定されており、調査員として多くの方のご協力が必要となります。ご興味のある方はぜひご連絡ください。

統計調査員の主なしごと

- 調査員事務説明会に出席
 - 調査関係書類(名簿、地図など)の作成
 - 調査対象者(世帯、会社等)への「調査票」の配付と記入依頼
 - 「調査票」の回収及び点検
 - 「調査票」の整理及び提出
- ※基本的に徒歩または自転車での調査活動が可能な範囲でご依頼します。

統計調査の依頼

- 町では常時、統計調査員登録者を募集しています。各種統計調査実施毎に調査員登録者の中から依頼をします。 ※登録・選考の要件あり。



統計調査員の身分・報酬

- 調査の都度任命される「非常勤の公務員」です。
- 任命期間は、おおむね2ヶ月程度ですが、調査によっては1年を超えるものもあります。
- 報酬額は調査により異なりますが、おおむね月額2～3万円程度です。

◎問合せ 商工観光課統計係 ☎(81)1846

石橋地区消防組合職員(地方公務員) 採用試験のご案内

石橋地区消防組合は、下野市、壬生町、上三川町の1市2町で構成され、1消防本部3消防署体制で消防業務を行っています。

火災や災害から住民の生命、身体、財産を守るため、日夜、消防業務を担っています。

「安全で安心して暮らせるまちづくり」に職員が一丸となって取り組んでいます。

あなたの力を、石橋地区消防組合の未来に活かしてみませんか。皆様のお申込をお待ちしています！



■試験案内・申込書の請求方法

○インターネット

石橋地区消防組合ホームページで申込書等をダウンロードしてください。

<http://www.119-ifd.or.jp/>

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度は消防署での配布はいたしません。

■試験申込方法

消防本部総務課へ郵送にて提出してください。

皆様のお申込みをお待ちしています。

■採用予定職種

消防職(地方公務員)

管轄区域(下野市・壬生町・上三川町)

■採用予定人員 男女 9名程度

■受験資格

平成8年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた方

■申込み期間 7月6日(月)～8月6日(木)

※郵送による場合は当日消印有効

■試験日程

(1次) 9月20日(日) 白鷗大学本キャンパス
(小山市・駅東通り)

・教養試験

(2次) ※第1次試験合格者に第2次試験の日程案内を通知します。

・適性検査・体力試験・面接試験・集団討論
・論文試験

※新型コロナウイルスの感染の拡大に伴い、試験内容、日時等が変更となる場合がありますので、ご了承ください。変更があった場合は、随時HPにてお知らせします。

■初任給(令和2年4月1日現在)

4年制大学を卒業後に採用された場合 208,600円
高等学校を卒業後に採用された場合 176,500円

◎問合せ 石橋地区消防組合消防本部総務課 (下野市下石橋 246-1) ☎0285(53)0509

おしらせ

壬生町シルバー人材センターからのお知らせ

壬生町シルバー人材センター —会員募集中(入会説明会)—

年齢を重ねても、まだまだ元気で働きたい意欲のある60歳以上の皆さん、一緒に働きませんか。新規会員への入会説明会を開催します。関心をお持ちの方は、説明会にぜひお越しください。

○入会資格

- ・ 壬生町にお住まいで、原則60歳以上の方
- ・ 健康で、働く意欲のある方(特別な資格などは必要ありません)
- ・ シルバー事業の趣旨を理解し、賛同する方

○日時 8月3日(月)午後1時30分～(概ね1時間程度)

○場所 壬生町シルバーワークプラザ 研修室(町テニスコート南西)

○説明会内容 入会資格説明・シルバー事業の趣旨・概要説明・入会申込書の記入方法・質疑

刃物研ぎのお知らせ

長い経験とキャリアを持った元大工等の会員が技と心で研ぎます。

○日時及び場所

8月11日(火) 役場本庁舎

(駐車場北西側車庫)

8月18日(火) 南大飼出張所

(入口東側 自転車置場)

○時間 午前9時～午後1時

○料金 菜切り包丁300円

・ 出刃400円・剪定ハサミ

450円・刈込ハサミ、ナタ

500円

※刃こぼれ、サビ落としは、

割り増し(状況により100円～500円)

《共通事項》

◎問合せ (公社) 壬生町シルバー人材センター ☎(82)4

682 FAX(82)4687

測量の実施について

○期間 7月6日(月)～12月

25日(金)まで

○場所 壬生町全域

○受託業者 (株)ナカノアイシステム

○内容 右記受託業者が地形図を作成するための測量を実施します。調査は公道のみで行われ、町発行の身分証を携帯しています。

◎問合せ 都市計画課都市計画係 ☎(81)1853

無人ヘリコプターによる 水稲共同防除のお知らせ

品質のよい米を生産するため、病虫害防除の目的で下記日程にて無人ヘリコプターによる農薬散布を実施します。

○実施日・場所

7月20日(月) 犬飼地区及び稲葉地区の一部
7月21日(火) 壬生地区及び稲葉地区の一部
7月22日(水) 稲葉地区
(赤札の立っている水田)
なお、雨天、強風、濃霧の場合順延

○実施時間

午前4時半より

○使用農薬

アミスタートレボンSE(普通物)

○散布方法

地上3メートル前後の高さで無人ヘリコプターにより散布します。

※ご協力をお願い

- ・散布中は接近しないようお願いいたします。
- ・自動車にかかった場合には水洗いをお願いします。
- ・散布近くの家屋では、散布中は窓を閉めておくてください。また、洗濯物は屋内に入れてください。

大変ご迷惑をおかけします
がご協力をお願いします。

○問合せ

壬生地区共同防除

協議会 下野農業協同組合
壬生地区営農経済センター
☎(82) 1103

町営住宅入居者募集

住宅	棟	階数	家賃(円)	間取り	備考
ひばりヶ丘団地 (壬生町大字281) 壬生国谷駅まで徒歩約7分	2号棟	4階	12,800~19,000円	3K (49.9㎡)	駐車場は1世帯に1台です。給湯器・浴槽・風呂釜はありません。
	3号棟	3階	13,000~19,300円	3K (49.9㎡)	
下台団地 (壬生町駅東町4-24) 壬生駅まで徒歩約2分	1号棟	3階	15,400~22,900円	3K (54.9㎡)	家賃はあくまで予定 です。家賃算定の結果 この範囲外になる 可能性もあります。 家賃のほか共益費が かかります。
	2号棟	2階	15,800~23,500円	3K (54.9㎡)	
	3号棟	2階 3階	15,700~23,300円	3K (54.9㎡)	
	4号棟	3階	18,100~26,900円	3K (62.0㎡)	

家賃の金額は、最新の所得
によって決まります。

入居の際には、家賃2ヶ月
分の保証金と連帯保証人が必
要となります。連帯保証人は
壬生町に居住している方また
は県内に居住している親族の
方で1名です。

○申込方法

7月6日(月)以
降に建設課住宅係で入居申込
書を配布します(土日を除

く)。

入居を希望される方は、入
居申込書に必要書類を添えて
下記の受付期間中に建設課住
宅係まで提出してください。

○受付期間

7月6日(月)~
17日(金) 午前8時30分~午
後5時(土日祝を除く)

申込者多数の場合は抽選に
なります。抽選会は7月20日
(月) 午前10時から予定して
おります。

○申込み資格

以下の要件を満たす方
です。また、一世帯につき一住
宅となります。

1. 現在同居している、又は同居しようとする親族がある方(3ヶ月以内に結婚、同居する婚約者を含む。)

※町営住宅に単身で入居を希望する場合の方でも、一定の条件を満たせば申込できます。詳しくは係までお問い合わせください。

2. 住宅に困窮していることが明らかかな方(申込者又は同居予定の方が住宅を所有している場合は原則として申し込むことはできません。)

3. 市町村税を滞納していない方

4. 暴力団員でない方(同居者も含みます)

5. 所定の計算方法により算出した世帯全員の所得額が次の金額以下である方

世帯の区分	世帯全員の月あたり所得額
一般世帯	158,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下

○問合せ

建設課住宅係
☎(81) 1849

第74回栃木県芸術祭文化 賞及び美術展の作品募集

【文化賞作品募集】

- 募集部門 創作、随筆、詩、短歌、俳句、川柳
- 応募締切 7月20日(月)
- 応募料 1部門2,000円(高校生1,000円)
- 入賞 優秀な作品に賞を授与し、入賞作品を「文芸栃木」に掲載
- 応募方法 栃木県文化協会事務局に持参又は郵送
- 【美術展作品募集】
- 募集部門 日本画、洋画、彫刻、工芸、書道、写真
- 作品の搬入 書道9月14日(月)まで

- ・洋画・彫刻・工芸 9月26日(土)・27日(日)
- ・日本画・写真 10月24日(土)・25日(日)
- ※書道は「まくり」で県内表具店に提出、以外は県立美術館に直接搬入
- 出品料 1部門4,000円(高校生2,000円)
- 入賞・賞 入賞作品を展示し、優秀な作品に賞を授与
- 展示期間・会場 洋画・彫刻・工芸(会場：栃木県立美術館) 10月3日(土)~15日(木) ※月曜日は休館
- ・日本画・書道・写真(会場：栃木県総合文化センターギャラリー) 10月31日(土)~11月10日(火)

○問合せ

栃木県文化協会事務局
〒320-8530宇都宮市本町1-8
☎028(643)5288

第74回栃木県芸術祭美術 展イベント参加者募集

工芸部門 「伏せて描く(書く)陶板蠟抜き体験」

- 日時 10月4日(日) 午前10時~正午
- 対象 小学生以上

- 会場 栃木県美術館普及分館
- 定員 20名(要事前申込み、先着順)
- 参加費 800円
- 洋画部門「面白名画鑑賞」
- 日時 10月10日(土)
- 午前10時～正午
- 対象 小学生以上
- 会場 栃木県立美術館普及分館
- 定員 20名(要事前申込み、先着順)
- 参加費 500円
- 書道部門「かなの書を学ぶ」
- 日時 10月31日(土)
- 午前10時～正午
- 対象 高校生以上
- 会場 とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぽ・ら
- 定員 20名(要事前申込み、先着順)
- 参加費 500円
- 日本画部門「鳥獣戯画」模写
- 日時 11月7日(土)
- 午後1時30分～4時
- 対象 中学生以上
- 会場 とちぎボランティアNPOセンターぽ・ぽ・ら
- 定員 20名(要事前申込み、先着順)
- 参加費 1,000円

◎問合せ 栃木県文化協会
☎028(643)5288

ハローワーク栃木・庁舎
移転のお知らせ

○移転先住所… 〒328-0041 栃木市河合町1番29号 栃木地方合同庁舎1階 (JR 栃木駅北口から徒歩5分)

○業務開始予定日 7月27日(月)

※移転時期は、工事の進捗状況等により延期になることがあります。

◎問合せ ハローワーク栃木
☎(22)4135

自筆証書遺言書の保管制度が開始しました

7月10日から全国の法務局において、自筆証書遺言書をお預かりする制度が始まります。この制度を利用するには予約の上、遺言者ご本人が法務局に来庁していただく必要があります。また、従来どおり自ら保管することもできますし、公証役場における公正証書遺言を作成することもできます。詳細は法務省ウェブサイトで「自筆証書遺言書」で検索

道路工事のお知らせ

道路工事を下記のとおり行います。
工事期間中はご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

- ① 工事名 舗装修繕工事 町道2-361号線
工事箇所 いずみ町地内
工事期間 6月下旬頃～7月下旬頃まで



- ② 工事名 社会資本整備総合交付金事業交通安全施設整備工事二級町道70号線その1
工事箇所 大字助谷地内
工事期間 6月下旬頃～9月下旬頃まで



- ③ 工事名 舗装修繕工事 一級町道10号線外
工事箇所 幸町二丁目地内外
工事期間 6月下旬頃～7月下旬頃まで



- ④ 工事名 舗装修繕工事 一級町道3号線
工事箇所 大字福和田地内
工事期間 6月下旬頃～7月下旬頃まで



※なお、測量や材料の発注等により時間を要する場合があります。

◎問合せ 建設課土木係 ☎(81)1851

壬生町商工会からのお知らせです

令和2年度壬生町共通商品券発行事業のお知らせ

地元消費の拡大と町内商工業の活性化を図ることを目的に10%のプレミアム付きの壬生町共通商品券を発行します。詳細については、今後、壬生町商工会ホームページ・広報みぶ・新聞折込チラシ等にてお知らせします。7月1日現在、予定している内容は次のとおりです。

- ◇販売方法 WEB又はハガキによる事前予約販売
※申込金額が販売金額を超えた場合には抽選により決定
- ◇発行総額 1億1,000万円(プレミアム分含む)
- ◇プレミアム率 10%
- ◇販売総数 10,000冊(1,000円券11枚綴り1冊を1万円で販売)
- ◇購入限度額 一人10冊以内(10万円以内)
- ◇使用可能期間 9月1日(火)～令和3年2月28日(日)
- ◇申込方法

※ハガキで申し込む場合

7月初旬に新聞折り込み・商工会に設置してあるチラシ付属の申込書をご利用になるか、官製ハガキに必要事項(住所、氏名、購入希望冊数【一人10冊以内】)をご記入のうえ、お申込み下さい。

ハガキ1枚につき、お一人様のお申込みとなります。

ハガキ送付先

〒321-0228 壬生町大師町3-13
「壬生町商工会 商品券申込係」行

※パソコンで申し込む場合

壬生町商工会ホームページ内の申込専用サイトからお申し込み下さい。

※スマートフォンで申し込む場合

QRコードを利用して専用サイトからお申し込み下さい。



- ◇申込期間 7月9日(木)～29日(水)
- ◇購入方法 応募者多数の場合、抽選を行います。抽選結果については当選者のみにハガキ(購入引換券)にてお知らせします(8月中旬頃発送予定)。当選者は購入引換券と現金をお持ちのうえ、商品券をご購入ください。
※先着順ではありません。
一人で複数応募はできません。
抽選の当落はお答えできませんので予めご了承ください。

- ◇引換販売場所 壬生町商工会館(壬生町大師町3-13)
- ◇引換期間 令和2年9月1日(火)から9月13日(日)【13日間】

午前9時30分から正午、午後1時から午後4時

※期間内にお引き換えされない場合、権利無効となります。
購入引換券の再発行は行いません。

※城址公園ホールでの壬生町共通商品券の販売はありません。

- ◎問合せ 壬生町商工会(壬生町大師町3-13)
☎(82)0475

児童館からのお知らせ

- * 6月1日(月)より再開していますが、密集・密接を避けるため、各部屋の利用人数制限を設けています。職員が人数調整をしますので、ご協力ください。その際、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。また、水分補給以外の飲食はご遠慮ください。正午から午後1時は、館内を消毒清掃しますので、入館は控えてください。

- * 行事・夏休み小学生教室・その他の教室等の開催については、随時町の公式ウェブサイトに掲

載しますので、参加、申込などをご確認ください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

* 児童館開館時間のお知らせ

4月～9月午前9時30分～午後6時
夏季休業期間(8月1日～8月23日)午前8時30分～午後6時
夏季休業期間など利用人数が多い場合には、入館者の人数を制限させていただく場合があります。

- ◎問合せ こども未来課・児童館 ☎(82)7388

～ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ～

「特別定額給付金」の申請はお済みですか

町では、現在、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、町民一人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」の申請を受け付けています。

申請書の受付期限は、下記のとおりとなっていますので、まだ申請書を提出していない方は、お手元に届いている申請書にて、お早目に申請をしてください。

【申請期限】令和2年8月20日(木)

◎問合せ 壬生町特別定額給付金対策班（壬生町総合政策課内） ☎0282(28)6818

福祉・保育のお仕事就職フェア2020・夏

- 日時 【福祉】7月18日(土) 午後1時～4時（受付午後3時30分まで）
【保育】7月19日(日) 午前11時～午後3時（受付午後2時30分まで）
- 場所 所 ☒とちぎ福祉プラザ1階多目的ホール、3階福祉研究室A B
(宇都宮市若草1-10-6)
- 内容 (1) 合同相談会 求人事業所の採用担当との個別相談
(2) センター相談コーナー（合同相談会会場）
センターの利用方法、福祉の仕事や資格に関する相談
※子育て中の求職者も参加できるよう、フェア開催時間に合わせて託児を実施します
(生後6ヶ月から就学前まで 事前申込要)
- 対象 福祉・保育職を希望する方（令和3年3月卒業予定の学生を含む。高校生は除く）
福祉・保育職に興味・関心のある方
- 参加費 無料
- 申込 合同相談会：申込必要なし・定員なし
託児：7月10日(金)までに電話申込、定員になり次第締切・定員15名程度
- ◎主催・問合せ 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 ☎028(643)5622（福祉人材・研修センター）
☎028(307)4194（とちぎ保育士・保育所支援センター）
FAX 028(623)4963



広報みぶがスマホやパソコンで読めます

■スマホ用アプリ
「マチイロ」

http://machiuro.town/lp/tochigi_mibu



iPhone



Android

■マイ広報紙

<https://mykoho.jp/>



■電子書籍ポータルサイト「Tochigi ebooks」

<http://www.tochigiebooks.jp/>



■壬生町公式ウェブサイト

<http://www.town.mibu.tochigi.jp/>



塗装専門店

塗装のプロにお任せ！ご相談・お見積り無料！

木の花塗装（㈱木の花ホームの塗装専門店）

〒321-0158 宇都宮市西川田本町1丁目6

TEL:028-612-5667

◎壬生町内で働きませんか。
人材を募集しております。未経験者OK

広報を見たとお気軽に連絡ください。☎0285(23)9806 担当 荒川

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

○壬生町水道施設維持管理業務

○壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 43年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-1-32-102

納税通知書等発送のお知らせ

令和2年度の国民健康保険税の納税通知書、特別徴収税額通知書は7月中旬ごろに発送します。

後期高齢者医療保険料及び介護保険料を納付書や口座振替で納められている方については、7月中旬に納入通知書を、年金天引きで納められている方については、9月1日(火)に特別徴収開始通知書を発送します。

◎問合せ 税務課諸税係
☎(81)1879・1819

健康・福祉

栃木県南健康福祉センター 薬物依存症家族の集い

薬物依存症ってなんだろう？家族はどう関わったら良いのかわからない…同じような問題を抱えている他のご家族と一緒に話してみませんか？初めて参加を希望される方は職員による事前面談があります。まず、お電話でご連絡ください。

○日時 8月6日(木)午後

1時30分～3時

○場所 栃木県庁小山庁舎
(小山市犬塚3-1-1)

◎申込・問合せ

県南健康福祉センター生活衛生課生活薬事担当
(祝休日を除く平日午前9時～午後5時)

☎0285(22)6119

結核検診のお知らせ

○日時及び場所

8月20日(木)	午前10時～11時	稲葉地区公民館
	午後1時30分～3時	保健福祉センター
8月21日(金)	午前10時～11時30分	壬生町役場
	午後1時30分～3時	南犬飼地区公民館

○健診内容 胸のレントゲン間接撮影

○対象者 65歳以上で胸のレントゲン検査を受ける機会のない方(町の集団健診等で肺がん検診を受診した方は対象外となります。)

○参加費 無料

○申込 電話

*対象者には、「受診票(ハガキ)」をお送りします。で、受診希望の方は当日会場にお持ち下さい。

*「受診票」が届かない方も、健診を希望する場合には受診票をお送りしますので、お問合せください。

*受診の際は、金具のないTシャツ等の着用をお勧めします。

*結果は、異常のある方のみ通知します。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

自立支援医療受給者証(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の更新(継続)申請について

新型コロナウイルス感染症対応のため、更新(継続)申請に係る手続きを臨時的に次の通り取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 自立支援医療受給者証(精神通院)

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日まで満了する方は、継続申請の手続きをすることなく、現在の有効期限が1年間延長されます。

2 精神障害者保健福祉手帳

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

に満了する方は、更新申請の手続きをするときに診断書の取得が困難な場合は、診断書の提出が1年間猶予されます。猶予期間内に診断書を提出してください。

3 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院)を同時に申請する場合

次回の診断書提出の時期を統一するため、手帳用診断書以外の手帳用の申請書類一式と受給者証用の申請書のみで更新(継続)申請していただきます。

なお、その場合は猶予期間内に診断書を提出してください。

◎問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

高齢者実態把握調査について

緊急時や災害時のための要支援調査を実施します。

壬生町では「見守りネットワーク事業」の一環として、平成24年度から高齢者の実態調査を実施し、支援を必要とされる方の把握に努めています。

65歳以上の高齢者のみの世帯に対し調査票を郵送します。

この調査は強制ではありませんが、趣旨に賛同いただき、調査にご協力をお願いいたします。

き、調査にご協力をお願いいたします。

○対象者 満65歳以上の一人暮らしの方及び満65歳以上の方のみの世帯
(令和3年3月末までに65歳を迎える方を含む)

○調査期間 8月～9月

○調査方法 対象の世帯には郵送で調査票を送付します。調査票の回収は、民生委員が訪問しますのでお渡しいただくか、役場へお届けください。

○調査内容 住所・氏名・年齢・見守り希望の有無・緊急時の連絡先(親族など)・身体状況・避難経路等
※災害時または緊急時等には、支援を目的として、登録を希望された方の情報を民生委員、自治会関係者、消防署、警察署、地域包括支援センター等に提供することがあります。なお、登録された情報は、この目的以外には一切使用せず、個人情報守秘義務は必ず厳守します。

◎問合せ 健康福祉課・高齢福祉係 ☎(81)1830

7月は社会を明るくする運動強化月間・再犯防止啓発月間です

○「社会を明るくする運動」は?

「社会を明るくする運動」

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の「チカラ」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動で、令和2年で70回目を迎えます。

○地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

犯罪や非行のない安全で安心な暮らしのためには、立ち直ろうと決意した人を社会で受入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることが大切です。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。社会を明るくする運動では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

※例年「社会を明るくする運動町民のつどい」を開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催中止となりました。

介 護

◎問合せ 健康福祉課社会福祉係 ☎(81)1883

傾聴ボランティアグループ

「きかせて」が贈るサロン

『こらっせ』の開催について

傾聴ボランティアグループ「きかせて」のメンバーが参加していただきます。どなたでも参加できます。和やかな雰囲気の中で、お茶やコーヒーを飲みながら楽しいひと時を過ごしませんか？

○開催日時 7月14日(火) 午前10時～11時30分

○参加費 無料

○会場 町保健福祉センター

◎問合せ 壬生町傾聴ボランティアグループ「きかせて」 ☎(82)3902 佐藤方

☎(82)7899 町社会福祉協議会

オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地域のみなさんが楽しめる場所

です。

当日は、ボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しております。(内容はその日によって異なります。)

お茶を飲みながら、なごみましよう。

○開催日時 7月24日(金・祝)

午前10時～正午

○参加費 100円

○会場 グループホーム「元気」内 地域交流室

◎問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

オレンジカフェ「福来(ふくく)ら」の開催について

認知症の方やその家族、地域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。どなたでもお気軽にお越しください。当日は、ボランティアの方による歌や踊り、民話等のレクリエーションも予定しております。(内容はその日によって異なります。)

お茶やコーヒーを飲みながら、ほっとひと息しませんか。

○開催日時 7月28日(火) 午前10時～正午

○参加費 100円

○会場 しもつけ荘内 地域交流サロン

◎問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

令和2年度 第2回介護者サロンの開催について

家族を介護する方が、悩みや不安を安心して話をして、情報交換をする場として、介護者サロンを開催しています。介護者の方同士で自分の体験について話し合い、励ましあい、親睦を深めることで、より良い介護をめざしていきませんか？

《活動内容》

介護者サロンでは参加者の話を聞いたり、自分の体験を話したりしています。(自分から話をするのが苦手な方も、話を聞く、情報をもらうことを目的に参加できます。)

また、壬生町職員、地域包括支援センター職員も出席してお

安全と安心を提供する まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

新車・中古車販売 くるま市店

オートサービス安塚給油所

サイクル&モーターショップ

鈴木自動車販売株式会社

スズキ販売壬生

スタンドスズキ

鈴木輪業

壬生町安塚1170-6
TEL:(86)0798
FAX:(86)0903

壬生町安塚793-18
TEL:(86)3188
FAX:(86)3172

壬生町安塚874-3
TEL:(86)0368
FAX:(86)0368

壬生町安塚1935
TEL:(86)0012
FAX:(86)0903

フリーダイヤル (通話料 当社負担) 0120-12-0798

りますので、介護サービスについての悩みなどがございましたらお話しください。

※介護者サロンで話された内容を他に話すことはありません。

○日時 8月7日(金)午前10時～11時45分まで

○開催場所 町保健福祉センター

○参加費 無料

*7月31日(金)までにお電話にてお申込みください。

◎申込み・問合せ

健康福祉課介護保険係
☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター
☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター
☎(82)2119

壬生町社会福祉協議会
☎(82)7899

介護保険負担割合証を交付します

現在お持ちの介護保険負担割合証(クリーム色)の有効期限が7月31日で終了するため、8月から有効な負担割合証を7月下旬に交付します。この証の「利用者負担の割合」欄に記載されている割合があなたの利用者負担割合になります。(判定基準は下記のとおりです。)

本人の合計所得金額が160万円未満		1割負担
本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	同一世帯の65歳以上の方の年金収入及びその他の合計所得金額の合計が ・単身で280万円未満 ・2人以上で346万円未満	1割負担
	上記以外	2割負担
本人の合計所得金額が220万円以上	同一世帯の65歳以上の方の年金収入及びその他の合計所得金額の合計が ・単身で340万円未満 ・2人以上で463万円未満	2割負担
	上記以外	3割負担

新しい負担割合証が届きましたら、現在ご利用中のサービス事業所又は担当のケアマネジャーにご提示ください。また、期限の切れた負担割合証は役場健康福祉課又は各出張所にご返納いただくか、ご自身で処分をお願いします。

◎問合せ 健康福祉課介護保険係
☎(81)1876・1877

介護保険負担限度額認定証の期限が終了します

お持ちの介護保険負担限度額認定証(緑色)の有効期限が

7月31日で終了します。現在限度額の認定を受けている方につきましては、更新の通知を送付しますので、申請書を記入し、必要書類を添えてご提出ください。詳細は通知をご覧ください。

また、新規の申請も随時受け付けておりますので、健康福祉課介護保険係までお問い合わせください。

◎対象 介護保険負担限度額認定を受けている方

◎問合せ 健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877



児童手当の現況届はお済みですか？

児童手当の受給者は、毎年6月中旬に現況届を提出することとなっております。対象者には6月中旬に通知及び用紙をお送りしました。現況届に記入・押印・配偶者氏名右側のチェック欄に点を記入し、下記の添付書類を同封のうえ、返信用封筒でご返送ください。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当が差止となります。

◎現況届に添付する書類

・受給者(宛名の方)の健康保険証のコピーは現況届の裏面に貼り付けてください。(国民健康保険の加入者は不要。)

・児童と別居中の方は別居監護申立書が必要となります。

◎問合せ こども未来課子育て支援係 ☎(81)1831

栃木県立佐野高等学校附属中学校学校説明会について

佐野市外の児童・保護者

○日時 8月8日(土)午後1時30分～2時30分(受付1時)

○会場 佐野市文化会館(定員:1,200人)

◎対象 児童、保護者、関係機関・団体等(参加資格、条件等なし)

○内容 栃木県立高等学校附属中学校の教育内容について
・栃木県立佐野高等学校及び附属中学校の学校生活について
・令和3年度入学者選考等について

◎主催・問合せ 栃木県立佐野高等学校附属中学校

☎0283(23)0161 ※詳細はWEBサイトへ

【注意】 広報みぶ7月号掲載のイベント等情報について

新型コロナウイルスの関係で掲載後に中止、延期となる場合があります。イベントの開催の有無については、各担当課にお問合せください。

壬生町公式ウェブサイトにも最新の情報を掲載しています。
<http://www.town.mibu.tochigi.jp/>



壬生町の公式LINEでも、随時、情報を発信していますので、ご登録をお願いします。



夏休み子ども音楽教室				
講師 壬生少年少女合唱団指導者 きくかわ あつこ 菊川 敦子 先生 おぐら ふみえ 小倉 史江 先生				
「ベートベン生誕250年にあたる2020年の扉をたたこう！」を合言葉とする音楽講義と団体活動で、情操と感性を育てよう。				
回	日付	曜日	会場	内容
1	8/1	土	南犬飼公民館 講堂	・ベートベンの人生や作曲した曲について学ぼう
2	8/5	水	南犬飼公民館 講堂	・ベートベンの名曲を聴いて、弾いてみよう
3	8/8	土	城址公園ホール 中ホール	・リズムで遊ぼう(日) 体を使ってリズムを感じよう
4	8/11	火	南犬飼公民館 講堂	・リズムで遊ぼう(月) 打楽器に触れてみよう
時間			13:00~15:00	
募集定員			20名(町内の年長~中3)	
教材費			無料	
持参品			マスク 1回目…さいばし 2回目…マジック(黒・太い)、線引き(30cm)、厚紙(A3)	
その他			厚紙は台紙として、コピー用紙を貼ります。色柄は自由です。	

夏休み親子考古学体験教室				
講師 壬生はにわ会会長 ひとみ はるお 人見 治男 先生 壬生町立歴史民俗資料館学芸員 いざわ かなこ 伊沢 加奈子 先生				
親子で協力しながら「はにわ作り」を体験することにより、考古学の知識や技能にふれてみよう。				
回	日付	曜日	内容	
1	8/8	土	はにわ作り	
時間			9:00~12:00	
募集定員			親子10組 (町内の小学生とその保護者)	
会場			城址公園ホール実技実習室	
教材費			無料	
持参品			筆記用具・汚れてもよい服装・マスク	

城址公園ホール ・ 南犬飼公民館

- ・夏休みの子ども向け3教室は、7月18日(土)午前9時より城址公園ホール(壬生中央公民館)の玄関前にて、申込を受け付けます。
- ・3教室とも募集定員になり次第、受付は終了となりますが、定員に達しない場合は、7月25日(土)まで、来館または電話による申込を受け付けます。

夏休み親子将棋教室				
講師 日本将棋連盟栃木中支部(アマ3段) とつはた なおき 東畑 直希 先生				
将棋の基本的なルールや駒の動かし方を学び、親子で将棋の楽しさを体験しよう。				
回	日付	曜日	内容	
1	8/6	木	将棋の基本的なルールや駒の動かし方	
時間			9:00~12:00	
募集定員			親子10組 (町内の小1~中3とその保護者)	
会場			城址公園ホール学習室	
教材費			無料	
持参品			筆記用具・マスク	



※新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、中止になる場合があります。

図書館からのお知らせ

○移動図書館(BM) 7月の日程

1日(水)	藤井小学校	13:00~14:00
9日(木)	睦小学校	13:00~15:00
10日(金)	稲葉小学校	13:00~14:00
14日(火)	壬生北小学校	13:00~14:00
15日(水)	安塚小学校	13:00~15:00
16日(木)	羽生田小学校	13:00~14:00
17日(金)	壬生東小学校	13:00~15:00
30日(木)	おもちゃのまち(おもちゃ団地協同組合北側駐車場)	14:00~16:00

○移動図書館(BM) 8月の日程

28日(金)	おもちゃのまち(おもちゃ団地協同組合北側駐車場)	14:00~16:00
--------	--------------------------	-------------

※8月の巡回は小学校が夏季休業中のため、上記以外は休止です。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

※移動図書館「おもちゃのまち」は、現在「おもちゃ団地協同組合北側駐車場」で実施しています。ご注意ください。

おはなし会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、7・8月の「おはなしひろば」「親子おはなし会」、7月11日(土)開催予定の「夏休みフェア」は中止となりました。

7・8月休館日変更のお知らせ

休館日は下記のとおりです。

7月6日、13日、20日、27日

8月24日、31日(いずれも月曜)

館内に設置してあるカレンダーや「ふれあい新聞」、ホームページ等でもご確認いただけます。

また、夏休み期間中の昼食時会議室開放は行いません。ご理解・ご協力をお願いします。

◎問合せ 町立図書館 ☎(82)8543

夜間・休日の診療機関

◆壬生町在宅当番医 9:00~17:00

日付	病院名	自治会名	電話番号
7月5日	島田医院	安塚二	☎86-0011
7月12日	小倉医院	上通町	☎82-0057
7月19日	陣内医院	城内	☎82-0242
7月23日	大橋内科クリニック	福和田	☎82-8522
7月24日	かとう小児科	落合	☎82-7576
7月26日	石田消化器科・内科クリニック	六美北	☎82-7877
8月2日	福井セントラルクリニック	おもちゃのまち	☎86-6624



◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

診療日時	平日（月～土曜日）	19:00～22:00 内科（小児を含む）のみ
	休日（日曜日）	内科 9:00～21:00 外科 9:00～17:00 小児科 18:00～21:00
	休日（祝日・年末年始）	内科（小児を含む）、外科 9:00～21:00

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください。

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

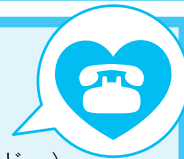
【子ども】	月曜日～土曜日 18:00～翌朝8:00	【大人】	月曜日～金曜日 18:00～22:00
	日曜日・祝日 24時間		土曜日・日曜日・祝日 16:00～22:00
	☎028-600-0099 プッシュ回線#8000		☎028-623-3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日時 毎月10日 午前8時～翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談（死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。）

相談番号 0120-783-556 *通話料金無料



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認(電話応答装置)

「放送されていることに途中で気付いた」「風が強くて放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を聞くことができます。

電話番号 0282-82-9000

拡声子局(町内30か所)の機能

- 拡声放送……各子局から、マイクを使って、スピーカーによる拡声放送ができます。
- 連絡通話……各子局から防災センター、壬生町役場へ装置を使用し無線による連絡通話ができます。

他にも、こんな機能があります。

- 防災メール
登録制のメールです。右記『防災メールの配信』を参照してください。
- エリアメール
壬生町内で緊急連絡を要する災害が起こった際に、町内の携帯電話にメールを一斉に送信します。

河川監視カメラの設置

3か所にカメラ子局を設置しています。このカメラの画像は、壬生町の公式ウェブサイトにある防災WEB上で見ることができ、河川の状況を把握することが出来ます。

- ・ URL <http://www.bousai-mibu.jp/bousai/ksndata/>
- 黒川（羽生田学童橋付近）
- 恵川（黒川合流部付近）
- 黒川（地藏橋付近）



防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから下記QRコードやURLへアクセスしてください。

- ・ URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・QRコード



防災サイト等

- ・ 気象庁(災害情報や気象警報、雨雲レーダーなど) <http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- ・ 栃木県防災HP(防災情報) <http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/realtime/index.html>
- ・ 壬生町公式ウェブサイト(支援情報など) <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
- ・ 壬生町防災WEB(緊急情報や河川水位情報) <http://www.bousai-mibu.jp/>
- ・ 災害時の電話利用方法 <http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>
- ・ 東京電力(停電情報や無料のスマートフォンアプリによる停電・雨雲レーダーの紹介) <http://teideninfo.tepco.co.jp/>



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課 消防防災係 ☎81-1808

— 掲載内容は変更の場合がありますので、各問合せ先へご確認ください —

7月16日～8月15日

イベントの開催状況については、町の公式ウェブサイトを確認するか、各担当課にお問合せください。

7月

		こども	おとな
16	木		人権・行政相談（13：30～保健福祉センター）
17	金		
18	土		
19	日		
20	月		集団健診（7：30～10：30 南大銅地区公民館分館） 窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
21	火	乳幼児健診（1歳6か月）（13：00～保健福祉センター）	シルバー人材センター刃物研ぎ（9：00～南大銅出張所（入口東側自転車置場））
22	水	乳幼児健診（3歳児）（13：00～保健福祉センター）	メタボ予防教室（9：30～保健福祉センター）
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
28	火	乳幼児健診（3歳児）（13：00～保健福祉センター）	
29	水		集団健診（7：30～10：30 稲葉地区公民館）
30	木		6・7月分水道料金口座振替日（時間未定）
31	金		7月の納税等納期限 集団健診（7：30～10：30 保健福祉センター）

8月

1	土		
2	日		
3	月		シルバー人材センター新規会員の入会説明会（13：30～壬生町シルバーワークプラザ研修室） 窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁 住民課・税務課・こども未来課・健康福祉課）
4	火	乳幼児健診（4か月児）（13：00～保健福祉センター）	
5	水	おっぱい相談（10：00～保健福祉センター）	
6	木	乳幼児健診（10か月児）（13：00～保健福祉センター）	
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		シルバー人材センター刃物研ぎ（9：00～役場本庁舎駐車場北西側車庫） 6・7月分上下水道料金納期限（納付書）
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		



毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日

毎月第3日曜日は家庭の日です。
この機会に家族の絆を深めてみませんか？
※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課（☎81-1873）

7月の納税等

- 固定資産税……………（2期）
 - 国民健康保険税……………（1期及び全期）
 - 介護保険料……………（1期及び全期）
 - 後期高齢者医療保険料……………（1期及び全期）
- 納期限 7月31日（金）

金澤翔子さん揮毫作品のお披露目会を行いました

2月9日(日)に壬生町女性団体連絡協議会と壬生町教育委員会が主催しました壬生町男女共同参画講演会「ダウン症の娘と共に生きて」でお招きした、金澤翔子さんに書いていただいた作品のお披露目会を行いました。ダウン症の書家として有名な翔子さんが、1畳ほどもある紙に「飛翔」と書いてくださいました。

本来であればもっと早く皆様にご披露したかったのですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため城址公園ホールが臨時休館となっていた影響で6月5日(金)のお披露目となりました。

この作品は城址公園ホールのロビーで展示した後、令和4年に開庁予定の新庁舎に展示されます。



壬雷ちゃんが国体PRダンス「いちご一会ダンス」を踊ってくれました!

2022年に開催するいちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会を盛り上げるために、壬生町公認キャラクターの壬雷ちゃんがPRダンス「いちご一会ダンス」を踊ってくれました。

壬雷ちゃんと一緒に国体を盛り上げていきましょう!



いちご一会ダンス 壬雷ちゃん

検索

寄附

よしほひでお 葭葉英雄様より、壬生町役場・壬生町立壬生小学校・就労支援施設むつみの森に、マスク12,500枚の寄附がありました。……………代理(妹) 土澤圭子 様



銅市金属工業株式会社様より、壬生町へマスク3,000枚の寄附がありました。

銅市金属工業株式会社 代表取締役社長 増子浩司 様



とうへいかなた
藤平夏向くん
(R1.7.5生)
(安塚三)

はんざわみゆ
半澤末悠ちゃん
(H30.7.16生)
(東下台)

みんなの
広場
わが家のアイドル

あずき
瑞樹ちゃん
(H31.3.19生) (上田)

くりゅうたいし
久留生泰史くん
(H27.7.19生)

くめがわたくと
桑川蓮斗くん
(H27.7.25生) (上田)

かのん
楓望ちゃん
(H30.5.8生)

次回は9月生まれのアイドルを募集します。
【締切】7月21日(火)
【必要事項】氏名(ふりがな) (複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号
【申込方法】町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル送信フォーム <http://www.town.mibu.tochigi.jp/idol/> から申込みができます。役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受付けています。
【申込先】壬生町総務部総合政策課情報広報係 〒321-0292 壬生町通町12-22 Eメールアドレス sougo@town.mibu.tochigi.jp
【備考】写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにもお写真を掲載します。

